

学校再配置計画調査等特別委員会 委員長報告

令和8年6月26日

今期定例会において、学校再配置計画調査等特別委員会に審査付託となりました請願1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会では、去る6月24日に委員会を開催し、請願について、提出者からの趣旨説明とそれに対する質疑を行うとともに、所管の担当部長等から意見聴取を行うなど、慎重に審査いたしました。

請願第2号「市全体として地域の未来を考える学校づくり・地域づくりを進めることについて」の審査にあたって、提出者から、請願事項①について、現在、「三次市立小中学校のあり方に関する基本方針」により再配置が進められているが、再配置ありきの計画のため、これまでの小規模校としての取組や、小規模校の良さがぼやかされている。そのため、中山間地域のモデルとして、小規模校のメリットを最大限生かすための手法を取り入れた学校づくりを進めていただきたいと思っている。また、請願事項②については、再配置に係る基本方針は教育委員会のみで検討されたと思っている。学校は地域のコミュニティの核となるものであり、学校と連携して地域の課題解決に取り組んでいる。その中で青河町は、いち早く少子化を見据えて、2002年に民間会社を立ち上げ、移住者の促進と児童の確保のため、家屋の新築や空き家活用を進めてきた。こうした地域の取組を踏まえながら、地域と行政が一緒になり、今後どうしていくかを議論していかないと、地域づくりは進まないと考えている。地域と行政が地域づくりの形を共有し、その中で学校再配置の検討をしていただきたい。連携組織が既にあったとしても、私たち地域は関わっていないため、市全体と地域で検討していくための組織を立ち上げていただきたい。との説明がありました。

委員から、再配置ありきの計画と思われたのは何故か。との質疑に対しては、保護者会と教育委員会で過去3回の話合いの場があり、1回目は令和6年1月で、保護者の忌憚のない意見を聞きたいということで、保護者としての思いを伝えた。2回目は令和7年2月に、再配置計画については未だゼロベースであり、保護者の意見をしっかりと聞きたいということで、説明会があった。3回目は2回目の4か月後の令和7年6月に、案ではなく決定事項で、お願いに来たわけではない

ということで、令和8年度末に青河小学校は統合で廃校になると伝えられた。保護者としては、スケジュールも何も聞いていない中で廃校が決定したと伝えられ、裏切られたかなという思いがあり、反感が残っている。との説明がありました。

次に、委員から、地域住民への説明会はどのように行われたか。との質疑に対しては、令和7年7月に1回あり、それ以降はない。との説明があり、更に委員から、その次の説明会は要望されていたか。との質疑に対して、まちづくりトークにおいて、次の説明会はあるのかと質問したが、明確な回答をいただいていない。との説明がありました。

次に、委員から、この請願が青河小学校を残してほしいという願意なら理解できるが、そのようにされなかった理由は何か。との質疑に対して、将来の子供の人数を考えると、未来永劫、青河小学校の運営が続くかは疑問である。青河に限らず、現在の子供達への教育を充実してほしい。ひいては、それが三次市の教育モデルになる。この請願は青河だけのものにしたくない、というのが正直な思いである。との説明があり、更に委員から、そのような思いを持っておられるのなら、自治連合会や保護者連合会に話をされたか。との質疑に対して、自治連合会には広く話はしていないが、関係する4地域と自治連合会の会長とは情報共有をしている。また、市のPTA連合会に前年度の青河保護者会長が話を出したが、協力はできないと回答があったと聞いている。との説明がありました。

続いて、教育部から、請願第2号についての市の考え方として、「三次市立小中学校のあり方に関する基本方針」の策定にあたっては、人口減少や少子高齢化の進行をはじめ、教育を取り巻く環境も、社会の急激な変化に伴い、大きく変わってきている中で、本市の児童生徒が社会の中で自立し、自己実現できるよう、すべての児童生徒にとって魅力ある学校づくりの実現を目指し、未来志向で策定委員の皆様と協議を重ね、まとめたものである。保護者や地域の皆さんへの説明会を順次開催し、各校区の皆さんの思いを聞かせていただきながら、対話と協議を重ねているところである。請願事項①については、文部科学省において、学校教育は児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通して、一人一人が自己の存在感を実感しながら、他者と共感的な人間関係を育み、自己決定することは重要であり、小中学校では一定の集団規模

が確保されていることが望まれるとされている。本市の完全複式校等では、小規模の課題が出ないように、様々な努力が行われているが、現状の学校の取り組みだけでは補いきれない状況も生じてきている。子供たちの1年1年は学びにとって貴重な1年であるため、その1年をより良いものにするための取り組みとして、方針に基づき、保護者、地域の皆様と丁寧な議論を行い、理解と協力を得ながら再配置を進めていきたいと考えている。また、請願事項②については、「学校のあり方基本方針」に基づく三次市立小中学校の再配置にあたっての必要な事項について、部署間の連携を強化し、組織横断的に検討を実施していくため、庁内の連携会議を昨年4月に設置した。庁内連携会議では、支所長や関係課長も出席し、各校区での協議の状況などを共有するとともに、協働しながら取り組みを進めてきた。地域づくりの関係については、例えば各支所では、学校再配置の当該校区の説明会にも同席し、情報共有も行っている。地域共創部においては、必要に応じて説明会にも参加し、今年度からの新規事業である学校再編後の地域を対象とした、地域子供交流支援事業を実施するなどしている。また、各自治連を訪問し、地域づくり等の意見交換を行ったことについて、情報共有を受けている。との説明がありました。

委員から、請願者は庁内連携会議ではなく、地域も入った検討組織の立ち上げを求めているがどうか。との質疑に対して、三次市の「まちづくり」は、これまで各地域がまちづくりビジョンを作成し、各地域で特色ある取組を続けてこられた。その取組の中に地域づくりがあり、地域づくりの大きな取り組みの中に、学校との連携があったと感じている。各部署の専門性を発揮しながら、連携会議の中で「まちづくり」を検討しているので、方針としてはこの形で進めていきたいと思うが、このような社会状況の変化の多い時期でもあるので、しっかりと、様々な手段を持って、伴走させていただきながら、共に考えていきたい。との説明がありました。

次に、委員から、地域住民への説明が、令和7年7月の説明会と、まちづくりトークでの意見交換の2回だけで、まだまだ議論を深めたいという請願者の思いがあったが、どう考えているか。との質疑に対して、今回、策定した「あり方の基本方針」の内容を理解していただくというところから説明会を始めているが、説明会1回で十分とは考えていない。継続的に議論をさせていただきたいと考え

ているが、地元の皆様とも模索させていただいているところであり、現在まで2回目以降の開催に至っていない。また、子供の教育について第一義的な責任があるのは保護者であるため、まずは保護者と話し合いをさせていただきたいということで調整をしているが、現在、それも模索している状況で、保護者との話し合いをしてから、地域にお願いをしようと考えている。との説明がありました。

次に、委員から、保護者の意向を重視するということだが、保護者との協議も3回しか行われず、その3回目の時には決定事項として再配置を伝えられたと聞いた。教育委員会の考える再配置の進め方と、それに対する地域の受け止め方に大きな差異があると感じるが、教育委員会はどう思われているのか。という質疑に対して、令和3年度に「三次市立小中学校の規模及び配置の適正化について」の基本方針を策定し、この時に、学校再配置の一定の基準を定めた。この基本方針を定めた後の令和4年度に、住民自治組織を含め、保護者の方と2度お話をさせていただき、令和5年度も1度、意見交換をさせていただいている。その後、令和6年度に「小中学校のあり方に関する基本方針」を策定し、具体的な再配置の年度、再配置先を示させていただき、継続して協議をさせていただいているところで、令和4年度から情報提供もしながら継続的に、地域や保護者と協議をさせていただいているところである。教育委員会としては、方針に沿って、丁寧に説明させていただいているつもりであるが、そのように受けとめていただいているということは、教育委員会としても考えなければいけないところがあると思う。しかしながら、子供たちの学びをどうしていくかという観点で、話をさせていただいているということは、ご理解をいただきながら、これからも丁寧に説明していく。との説明がありました。

討論においては、採択に反対の意見として、本請願は、青河小学校を残したいだけではなく、市内の他の小規模校も残すべきだという趣旨もある。それであれば、まずは他の小規模校の地域の状況調査などが必要であるし、それぞれの地域によって事情も違うため、しっかりとした調査が必要である。といった意見や、複式学級を推進するということは、今の状況ではできない。子供たちの健全な育成を考えると、ある程度の人数が必要であると考え。との意見、また、人口減少、少子化が進んでいる中山間地域において、子供たちの学習の環境をどのよう

にしてあげるのがよいのかということを考えなければいけないのが、この特別委員会が問われていると思う。請願事項①を仮に採択すると、小規模を希望するところは残せということになる。それはある意味、その地域の希望を満たすことになるのかもしれないが、本当に子供たちのために良いのかということを考えたときに、そうではないだろうと思う。また、地域づくりには学校が必要という考え方で語るべきではない。地域づくりは地域づくりとして独立し、学校がなくなった後、地域に行政が寄り添ってサポートしていくべきである。といった意見がありました。

次に、採択に賛成の意見として、本請願は、青河小学校を残すか残さないかという個別の学校の存廃ではなく、学校再配置をどのような視点で進めていくかという点にあると考える。学校再配置の結論そのものを直ちに変更することを求めるのではなく、地域の未来を見据えた議論と対話の重要性を改めて提起するものである。といった意見や、小規模複式校の地域と一定の連携の中で、自分の地域の学校だけが残ってよいという考えではなく、もっと広い考えを持っておられる。小規模校を選択したいと思う児童保護者のために、小規模校のメリットを最大限生かす学校づくりを推進するという趣旨は大いに賛同できる。といった意見、また、将来的に社会情勢の変化や少子高齢化が進む中で、新たな方向性を見いださなければならないということを覚悟しておられる。しかし、教育委員会からの説明は昨年の7月から進捗していない状況にあり、これでは、地域が前に向かって進んでいけないということで、地域を入れた検討組織の必要性が理解できる。といった意見や、地域や保護者との話し合いの中で、協議という形で行われておらず、説明会で終わっている。といった意見がありました。

これら、賛成の意見を総括すると、委員会としては、学校再配置計画そのものを否定するものではなく、地域の意見を汲み取った形での対話や、保護者などの思いを聞いてもらえない状況から出てきた請願であること。また、教育委員会においても、学校再配置について丁寧な議論をし、理解と協力を得たいという思いがあり、そういった取組が重要である。という考えであります。

採決の結果、本請願は、賛成多数により採択すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。